

議案第 21 号

平成 30 年度伊賀市水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 平成 30 年度伊賀市水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 30 年度伊賀市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量の主要な建設改良事業の原水及び浄水施設事業「33,300 千円」を「33,297 千円」に、給水区域内配水施設事業「201,462 千円」を「115,881 千円」に、水道広域化促進事業「810,180 千円」を「828,991 千円」に改める。

第 3 条 予算第 3 条本文中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	水道事業収益	3,476,601 千円	12,689 千円	3,489,290 千円
第 1 項	営業収益	2,702,708 千円	2,201 千円	2,704,909 千円
第 2 項	営業外収益	773,893 千円	9,465 千円	783,358 千円
第 3 項	特別利益	0 円	1,023 千円	1,023 千円

		支 出		
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	水道事業費用	3,151,404 千円	60,902 千円	3,212,306 千円
第 1 項	営業費用	2,588,531 千円	61,906 千円	2,650,437 千円
第 2 項	営業外費用	488,750 千円	△1,004 千円	487,746 千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 1,348,593 千円」を「不足する額 1,317,473 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	780,527 千円	△37,569 千円	742,958 千円
第1項 国庫補助金	176,067 千円	△585 千円	175,482 千円
第3項 負担金	82,350 千円	△39,612 千円	42,738 千円
第4項 他会計補助金	159,210 千円	3,228 千円	162,438 千円
第5項 企業債	171,400 千円	△300 千円	171,100 千円
第7項 出資金	171,400 千円	△300 千円	171,100 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	2,129,120 千円	△68,689 千円	2,060,431 千円
第1項 建設改良費	1,103,706 千円	△66,784 千円	1,036,922 千円
第2項 企業債償還金	1,015,414 千円	△1,905 千円	1,013,509 千円

第5条 予算第5条に定めた経費を次のとおり補正する。

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
水道広域 化促進事 業	千円 171,400	証書 借入 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金等に ついて、利率の見 直しを行った後に おいては、当該見 直し後の利率)	政府資金及び特定資金について は、その融通条件により、銀行そ 他の場合には、債権者との協定 によるものとする。ただし、企業 財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借換えすること ができる。	千円 171,100	補正 前と 同じ	補正 前と 同じ	補正 前と 同じ

第6条 予算第8条に定めた経費を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	342,014 千円	△389 千円	341,625 千円

平成 31 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 岡 本 栄